**平成２９年（フ）第４３２９号**
大阪府豊中市北条町１丁目22番７―405号
債務者　福井　祐希
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４３７２号**
大阪府四條畷市北出町14番11号、前住所大阪府四條畷市楠公１丁目10番７号
債務者　上島　邦子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４４２４号**
大阪市生野区巽東２丁目19番24号　ヨシナガファーストビル　３Ａ
債務者　生島　希典
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４４５４号**
大阪市西区本田２丁目８番６―206号
債務者　今村　　豊
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５０４号**
大阪市淀川区東三国２丁目19番10号　東三国第一マンション　401号
債務者　中村　和真
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５２０号**
大阪市浪速区幸町２丁目６番15―409号、前住所堺市北区東浅香山町１丁269番地５
債務者　山片佐也圭
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５４８号**
大阪府枚方市宇山町７番３号
債務者　我喜屋宏行
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５５９号**
大阪市生野区新今里６丁目５番３号　ロマネスク今里202号
債務者　吉田　良和
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４７０５号**
大阪府池田市渋谷２丁目４番１号
債務者　壽　　隆雄
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４７０８号**
大阪市平野区瓜破東２丁目１番12―801号
債務者　河合惠美子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４９２６号**
大阪府茨木市庄１丁目24番７号、前住所大阪府高槻市東五百住町３丁目14番44号　阪本荘103号
債務者　北畠　典子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４９２７号**
大阪府茨木市庄１丁目24番７号
債務者　北畠　　凌
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５０４１号**
大阪市此花区伝法６丁目３番１―915号
債務者　繁田　則子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５０５６号**
大阪府高槻市山手町１丁目11番30―206号
債務者　武井　知佳（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３０５号**
那覇市字小禄523番地　サウスアメニティー101
債務者　安村　勝治
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第３２６号**
沖縄県那覇市繁多川２丁目16番32号　３階
債務者　福嶺　尚子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第１４０号**
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山10番地14
債務者　毛糠　慧之
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係